

六ヶ所都市計画地区計画の決定（六ヶ所村決定）

都市計画野附地区計画を次のように決定する。

名 称	野附地区計画	
位 置	六ヶ所村大字尾駸字野附の一部	
面 積	約 3.2 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、市街化調整区域であるため開発が抑制されているが、平成20年4月に策定された都市計画マスタープランにおいて、中心市街地と一体的に整備すべき地区とされている尾駸中央地区の北部に位置し、尾駸中央地区整備基本計画策定調査報告書を踏まえ、公益施設立地地区の形成を目標とする。
	土地利用の方針	公共公益施設の立地を基本とした土地利用を図るとともに、周辺の自然環境に配慮した緑地等の形成に努める。
	地区施設の整備の方針	地区の南側を東西に横断する都市計画道路3.5.3尾駸地区幹線3号に、本地区の西側に位置する尾駸レイクタウン北地区から連続する緑道を整備し、緑のネットワークを確保する。 また、地区施設の整備は、六ヶ所村が事業主体となり診療所等建設事業と合わせて速やかに実施する。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、良好な公共公益施設立地地区の形成を図るため、建築物等に関する制限を次のように定める。 1. 周辺環境との調和が図られるよう「建築物の用途制限」、「建築物の容積率の最高限度」、「建築物の建ぺい率の最高限度」を定める。 2. ゆとりのある街並みを形成するため、「建築物の壁面の位置の制限」を定める。 3. 低層の住環境を保持するため、「建築物の高さの最高限度」を定める。 4. 良好な都市環境の形成を図るため「建築物の緑化率の最低限度」を定める。 5. 秩序あるまちなみの形成を図るため「建築物の形態又は意匠の制限」を定める。 6. 宅地の緑化推進の効果を高め、開放感のある明るい街並みとするため、「垣又はさくの構造の制限」を定める。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		緑道 幅員約8m 延長約180m 新設
	地区の区分	地区の名称	公共公益施設立地地区
		地区の面積	約 3.2ha
	建築物等の用途の制限		当地区において次に上げる建築物は建築することができる。 ①住宅 ②病院、診療所等 ③老人保健施設 ④保健センター ⑤上記建築物の附属建築物
	建築物の容積率の最高限度		200%
	建築物の建ぺい率の最高限度		70%
	建築物の敷地の最低限度		200㎡
	壁面の位置の制限		①道路に面する建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面は、道路境界線までの距離を2m以上とする。 ②建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面は、隣地境界線までの距離を1m以上とする。
	建築物等の高さの最高限度		20m 建築物の高さの算定にあたっては、階段室、昇降機塔その他これらに類する建築物の屋上部、避雷針その他これらに類する屋上突出部及び建築設備は、これに算入しない。
	建築物の緑化率の最低限度		敷地面積の5%
	建築物の形態又は意匠の制限		秩序あるまちなみ形成に配慮した形態及び意匠とすること。
	垣又はさくの構造の制限		道路に面する門、塀、垣又はさく（生垣及び道路境界線から2m以上後退したものは除く）の高さは1.5m以下とする。
	土地の利用に関する事項	現存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限	
備考		① 法令により防火上設置が義務付けられている塀等については、地区整備計画による垣又はさくの構造の制限に関する規定は適用しない。 ② 村長が、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、地区整備計画の全部または一部の適用を除外することができる。	